

山口県報

平成 27 年
4 月 17 日
(金曜日)

目 次

○告示

救急病院の認定（医療政策課）……………

道路の区域の変更（道路整備課）……………

道路の供用の開始（道路整備課）……………

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正（住宅課）……………

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）……………

○公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……………

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出（商政課）……………

基本測量の実施の終了（監理課）……………

公共測量の実施の終了（二件）（監理課）……………

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………

周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………

周南都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………

山口県告示第四百四十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。



平成二十七年四月十七日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

下関市立市民病院 下関市向洋町一丁目一三番一号 平成三〇、三、三一

山口県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路 線 名 大島環状線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
大島郡周防大島町大字出井寺田六八九の一地先から 同郡 同町大字家房字横山二四六四の一地先まで	新	最狭 一八・〇	一、三〇四・〇	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 一五・二	一、三〇四・〇	
	新	最狭 三〇・八	一、三〇九・〇	

山口県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大島環状線	大島郡周防大島町大字出井字寺田六八九の一地先から 同郡同町大字家房字横山二四六四の一地先まで	平成二十七年四月 十八日

山口県告示第百五十号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中「及び二四号棟」を「から二五号棟まで」に、「T棟及びV棟」を「及びT棟」に改め、同表綾羅木県営住宅の項中「G棟」を「F棟」に改め、同表川中東部県営住宅の項中「及びE棟」を「E棟、G棟及びI棟」に、「及びF棟からI棟まで」を「F棟及びH棟」に改め、同表西宇部県営住宅の項を次のように改める。

西宇部県営住宅	一号棟から三号棟まで	一・〇〇
---------	------------	------

表東岐波県営住宅の項中「六号棟」を「八号棟」に改め、同表西田中県営住宅の項を次のように改める。

西田中県営住宅	A棟からI棟まで	〇・八七
---------	----------	------

表旗岡県営住宅の項中「二号棟」を「二号棟及び二号棟」に改め、同表東深川県営住宅の項を次のように改める。

東深川県営住宅	一号棟及び二号棟	〇・九八
	三号棟及び四号棟	〇・九一

表周南県営住宅の項中

A棟からE棟まで	〇・八三	を
----------	------	---

A棟からE棟まで	〇・八三	に改め、同表若山県
F棟	〇・八八	

営住宅の項中

一号棟	〇・七七	を
二号棟	〇・七二	

一号棟及び二号棟	〇・七七	に改める。
----------	------	-------

山口県告示第百五十一号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表稗田県営住宅の項中「二七五」を「二五五」に、「二三六」を「二六六」に改め、同表綾羅木県営住宅の項中「一五二」を「一二八」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「五六」を「二四」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「二五〇」を「二〇〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「三八〇」を「四一〇」に改め、同表周南県営住宅の項中「三七〇」を「四一〇」に改める。



(一一八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十七年四月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	周南市福川三丁目一八番三二号	周南市下一の井手五六三六の五
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃

四 届出年月日

平成二十七年三月三十一日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

(一一九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年四月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後八時三〇分まで	午前九時から午後九時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十七年三月三十一日

五 変更年月日

平成二十二年十月一日

(一二〇) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年四月十七日から同年八月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チェーン山口北店

所在地 山口市桜島二丁目三三〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二 岡崎 悟

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 来客が駐車場を利用することが できる時間帯	変 更 前 午後八時	変 更 後 午後九時
	午前九時から午後八時三〇分 まで	午前九時から午後九時三〇分 まで

- 四 届出年月日
平成二十七年三月三十一日
- 五 変更年月日
平成二十二年十月一日

(一二一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 一 作業の種類
基本測量(国土広域情報修正測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(一二二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり
公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 二 作業の地域
山口市及び防府市
- 三 作業の期間
平成二十六年十一月二十日から平成二十七年三月二十五日まで

(一二三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の
通知がありました。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市入江町、上田中町六丁目、岬之町、丸山町二丁目及び丸山町二丁目
- 三 作業の期間
平成二十六年十二月五日から平成二十七年二月二十七日まで

(一二四) 周南都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画通路の変更に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画通路三百一徳山駅南北自由通路

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二二五) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場二富田漁業協同組合共同販売所

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二二六) 周南都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画火葬場一大津島火葬場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十七年四月十七日印刷

発行人所

山口県知事庁